

# 香川県における水道広域化に向けた 取組みについて

香川県政策部水資源対策課  
水道広域化推進室

# 香川県内水道事業の概要

## 香川県の主な指標

- 人口 976,263人 (全国第39位)
- 県土面積 1876.72km<sup>2</sup> (全国第47位)
- 可住面積比率 53.6% (全国第10位)
- 人口密度 520.2人 (全国第11位)
- 年間降水量 1209.5mm (全国第42位)



項目	数値
水道事業 [H28.4]	上水道 16 簡水 15 用供 2
給水人口 [H42予測]	96.6万人 (88万人)
水道普及率	99.4%
基幹管路の 耐震化率 (全国平均)	15.6% (23.6%)
香川用水 受水比率	48.9%
水道料金 家庭用 20m <sup>3</sup> 使用 1月(税抜) [H29.4]	最低 2,570円 最高 4,195円

# 県内水道事業の課題と広域化の効果

## ◎ 現況と課題

- 人口減少による給水収益の減少
- 施設の老朽化による更新需要の拡大
- 従事職員の高齢化による退職者増
- 全国平均を下回る施設耐震化
- 施設整備水準や水道料金の格差
- 香川用水の取水制限の頻発化

(求められる対応)

- ➔ 業務の効率化, 経営基盤の強化
- ➔ 施設の計画的な更新
- ➔ 職員数の最適化と技術の継承
- ➔ 早急な耐震化の推進
- ➔ 施設整備水準やサービスの平準化
- ➔ 香川用水の取水制限等への対応

## 県内水道事業の広域化

## ◎ 期待される効果

- 計画的・効率的な施設整備による更新費用削減
- 業務の共同化や事業規模拡大による効率的な人員配置や人材育成
- 水源の一元管理や管理体制の充実による安全な水道水の安定供給
- 組織規模の拡大による災害時の危機管理体制の強化, 利便性の充実

⇒ 広域化により、運営基盤の強化や住民サービス水準の向上を図る

# 香川県における水道広域化の検討経緯

H20

- 県及び市町水道担当者による**水道広域化勉強会**を開始

H21

- トップ政談会（知事と市長・町長で構成）において水道広域化が議題に

H22

- 水道関係有識者で構成する**香川県水道広域化専門委員会**の設置

H23

- 香川県水道広域化専門委員会から知事へ「県内水道広域化・一元化」を提言
- 知事及び8市9町長で構成する**香川県水道広域化協議会**の設置

H24

- 香川県水道広域化協議会における中間とりまとめ

H25

- **香川県広域水道事業体検討協議会**の設置（県及び8市8町で構成）

H26

- 香川県広域水道事業体検討協議会が水道広域化に関する基本的事項をとりまとめ

H27

- **香川県広域水道事業体設立準備協議会（法定協議会）**設置（県及び6市8町で構成）

H28

- 香川県広域水道事業体設立準備協議会へ新たに**2市**が加入（県及び**8市8町**で構成）

H29

- **知事及び8市8町長が「香川県水道広域化基本計画」に合意し、基本協定を締結（8月）**
- **県議会、関係市町議会で「香川県広域水道企業団設置議案」を議決（9月～10月）**
- **香川県広域水道企業団設立（11月）**
- **香川県広域水道企業団平成29年度第1回運営協議会開催（1月）**
- **平成30年2月香川県広域水道企業団議会定例会開催（2月）**

# 香川県水道広域化基本計画の概要

## 組織体制等

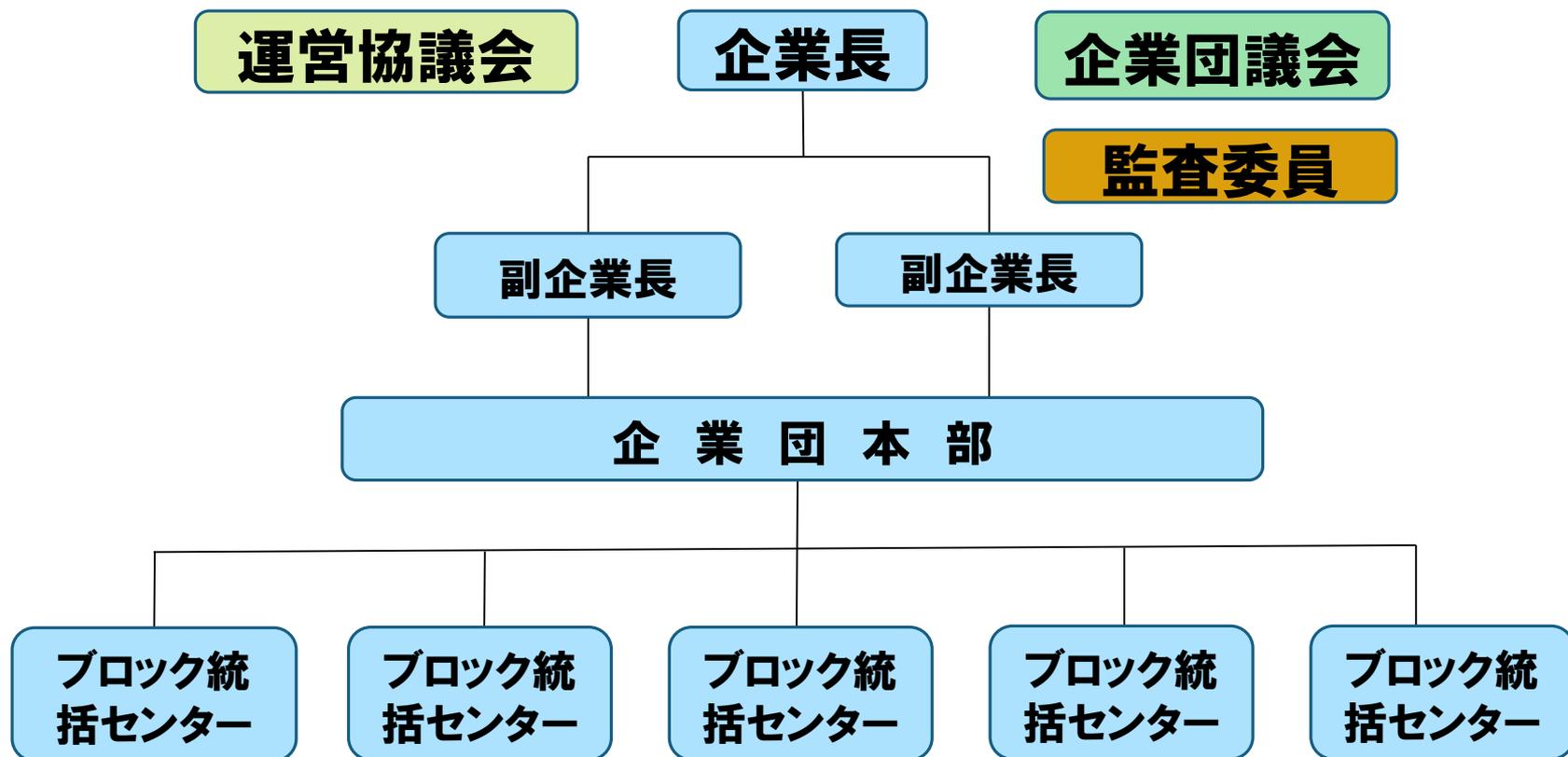
- 組織形態は企業団とし、設立時の企業長・副企業長は、構成団体の首長から選任
- 企業団議会（議員定数27人）を置き、議員は構成団体議員から選出
- 管理運営上の重要事項を協議するため構成団体首長を委員とする運営協議会を設置
- 設置当初は構成団体から企業団へ職員を派遣するが、順次、身分移管や企業団での新規採用を実施

## 財務運営等

- 平成39年度までは、旧事業体ごとの区分経理を行い、費用と収益のバランスを確認しながら水道料金を設定
- 区分経理終了時に、内部留保資金を料金収入の50%程度、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるよう運営
- 区分経理期間中は、平均改定率10%を超える料金改定を回避するため、一般会計から繰出を実施
- 各事業体の事業用資産、資本及び負債は、原則として無償で企業団に引継

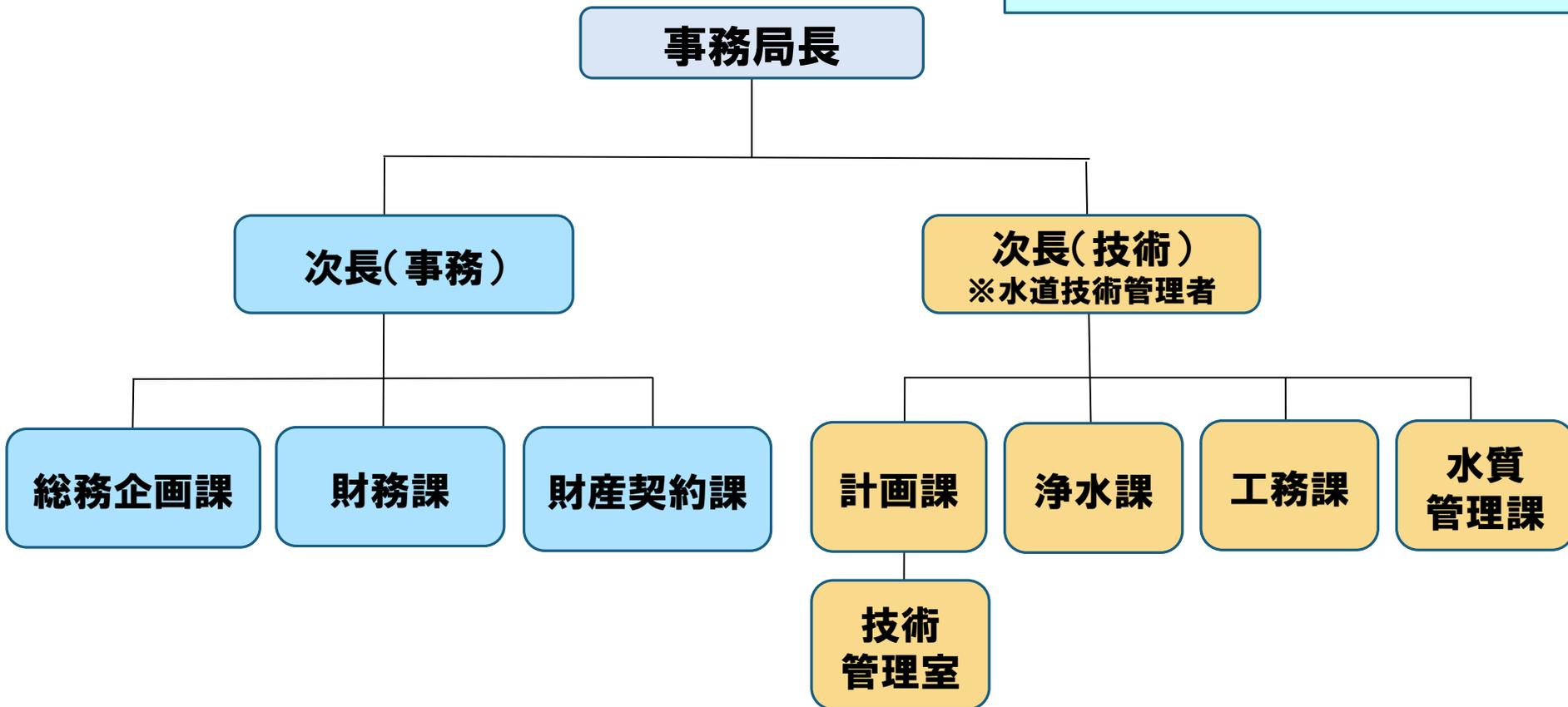
# 企業団の組織体制

事業開始後2年間は、現在の市町水道部局課を「事務所」として存続  
32年4月に県内5ブロックに1か所「ブロック統括センター」を設置し事務所業務を集約



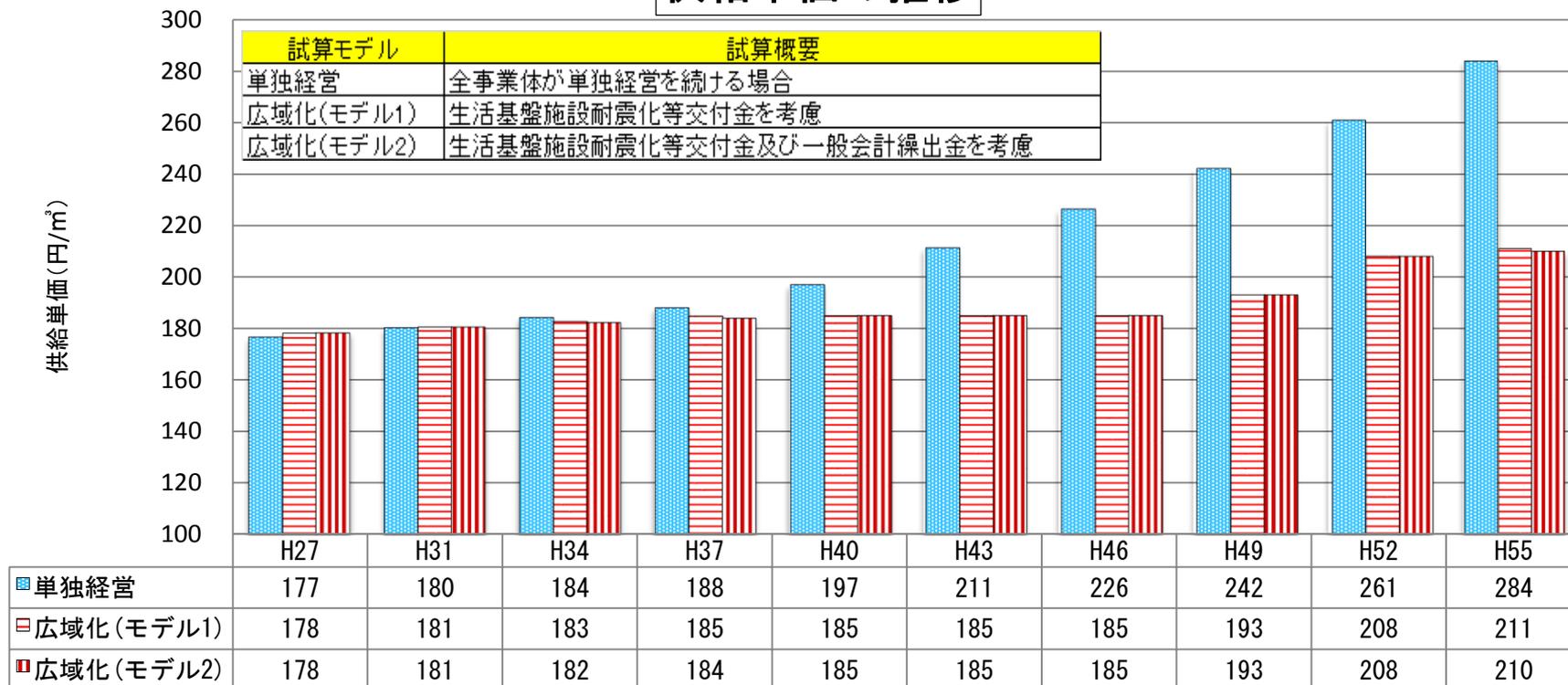
# 企業団本部の組織体制

高松市防災合同庁舎に設置



# 広域化による財政試算（H28年5月の試算）

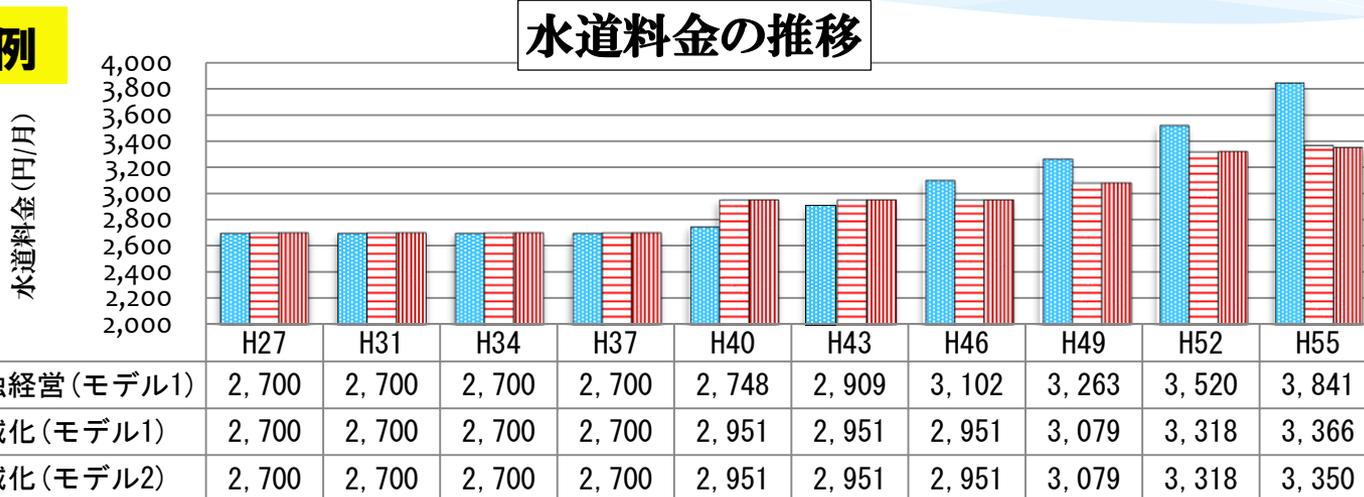
## 供給単価の推移



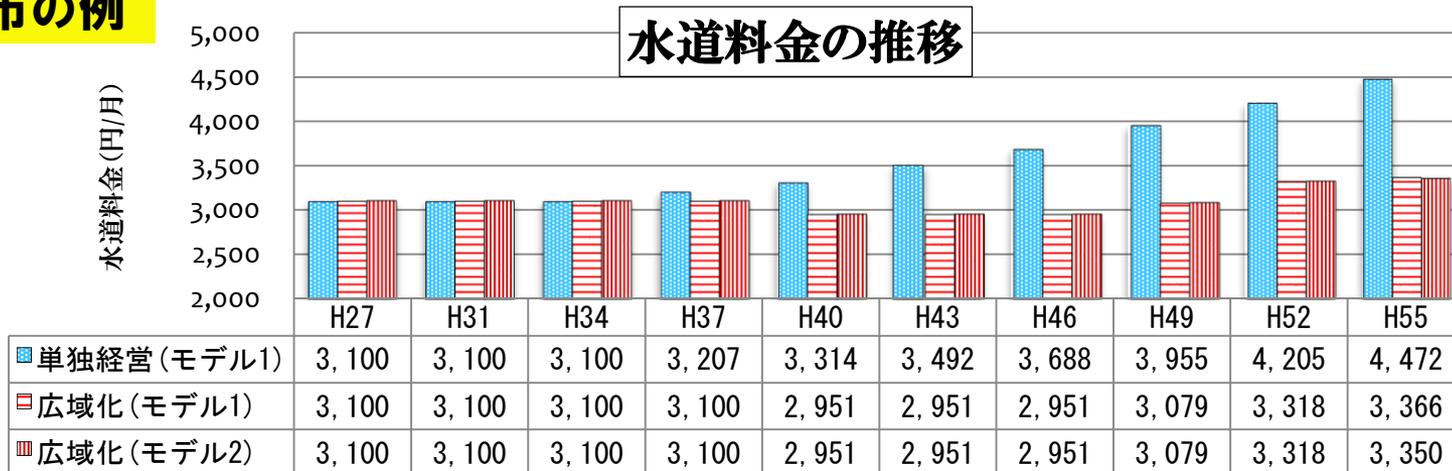
広域化に必要な施設整備費用を平成30～39年度に計上しているため、必要となる企業債借入額の増加に伴う支払利息、減価償却費が増加。一方、広域化による更新事業費の削減効果や、交付金、繰出金により、広域化モデルは単独経営より供給単価が低く抑えられる。平成55年度時点で、単独経営の場合と比較して広域化モデル1では73円、広域化モデル2では74円(約26%)の削減が見込まれる。

# 広域化による財政試算（H28年5月の試算）

## A市の例



## B市の例



## 香川県水道広域化基本計画の概要 2

### 施設整備関係

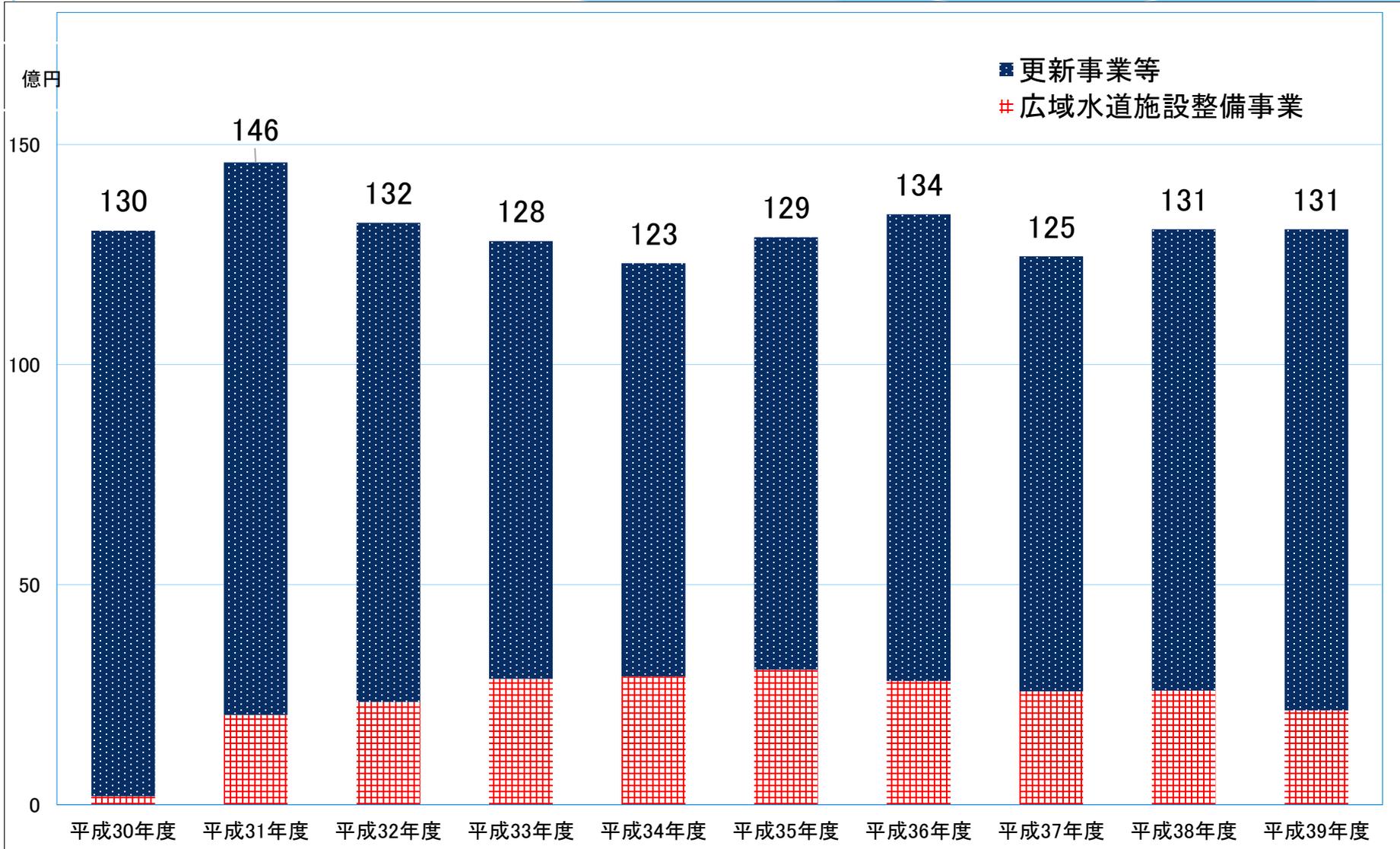
- 事業基盤を強化し、広域的な水融通等を円滑に行うため「広域水道施設整備事業」を実施
- 更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、実施年度の平準化等を踏まえて「経年施設更新事業」を実施
- 施設能力や配水区域を踏まえて合理性・経済性のある施設は継続運用、一方、整理可能な施設は休廃止し、更新費用を抑制
- 事業等を着実に実施するため、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用

### その他

- 各地域で運営している簡易水道事業は、企業団設立までに上水道事業に統合（29年4月に市町の簡易水道は統合済み）
- 県が運営している工業用水道事業は、企業団において、水道事業会計と別会計で運営
- 企業団で下水道事業の移管は受けない（下水道料金の徴収等は、市町からの委託を受けて実施予定）

# 企業団の施設整備計画

(年度別事業費)



# 広域水道施設整備計画

## 浄水場統廃合のイメージ



浄水場数 71 ⇒ 38

1. 香川用水区域

浄水場名	供給能力(m <sup>3</sup> /日)
野野浄水場 (高松市)	102,100
御殿浄水場 (高松市)	24,964
浅野浄水場	37,261
門入浄水場 (安芸市)	5,548
平野浄水場	2,478
川股浄水場 (東かがや市)	5,548
入野山浄水場	4,823
綾南浄水場 (綾川町)	5,917
羽床中継ポンプ	2,543
綾川浄水場 (高松市)	75,100
鴨川浄水場 (高松市)	25,889
中部浄水場	27,100
丸亀市浄水場 (丸亀市)	39,512
清水浄水場	4,823
普通寺市浄水場 (普通寺市)	13,869
平瀬浄水場 (多度津町)	7,781
高屋原浄水場 (高屋原町)	4,988
野口浄水場	2,054
塩入浄水場	51
成政浄水場	381
犬の馬場浄水場	570
西部浄水場 (高松市)	43,800
荒木浄水場 (観音寺市)	13,065
下林浄水場	1,479
田野々浄水場	65
東中浄水場 (三豊市)	7,789
合計	450,747

浄水場数 55-2

1. 小豆地区

浄水場名	供給能力(m <sup>3</sup> /日)
肥土山浄水場 (土庄町)	7,297
馬越浄水場	992
早瀬浄水場	1,979
大塚浄水場	592
常流浄水場	462
豊後浄水場	6,697
当流浄水場 (小豆島町)	65
瑞穂浄水場	462
畑田浄水場	259
吉田浄水場	186
合計	18,818

浄水場数 16-11

凡 例

- 行政区域
- 香川用水(共用区間)
- 香川用水(農業専用区間)
- (県営水道) 浄水場
- (県営水道) 調整池
- (県営水道) ポンプ場
- (県営水道) 送水管
- (県営水道) 導水管
- (県営水道・事業者) 共同管
- (事業者) 県営水道受水点
- (事業者) 浄水場、水源池
- (事業者) 配水池、ポンプ場
- 新設施設
- 新設管路
- 有線電線、配線

# 香川県水道広域化基本計画の概要 3

事業開始時(平成30年4月)	平成32年度～	平成40年度～
<ul style="list-style-type: none"><li>○財務システム、設計積算・工事検査業務、水質検査計画等の統一</li><li>○旧事業体単位で事務所を設置し、区分経理を実施</li><li>○人事給与システム、入札参加者名簿の統一（31年度から）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○事務所を県内5か所のブロック事務所に集約</li><li>○料金、給水工事システム等の統一</li><li>○検針・調定・収納の取扱の統一</li><li>○入札・契約制度の統一</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○旧事業体ごとの財務基盤（内部留保資金・企業債残高）を一定基準に調整（H39年度末目標）</li><li>○区分経理を終了し、水道料金等を統一</li></ul>

# 今後のスケジュール

- 平成30年 2月 第1回企業団議会を開催（2月6日に開催済）  
（企業団条例・平成30年度当初予算）
- 3月 水道事業創設認可（厚生労働大臣）
- 4月 企業団において水道事業開始**
- 平成32年 ブロック統括センター設置（事務所業務を集約）
- 平成40年 統一料金の導入（区分経理を廃止）



飯野山（讃岐富士）



企業団議会（30.2.6）

# 御清聴ありがとうございました



基本協定書調印(H29.8.30)



香川用水